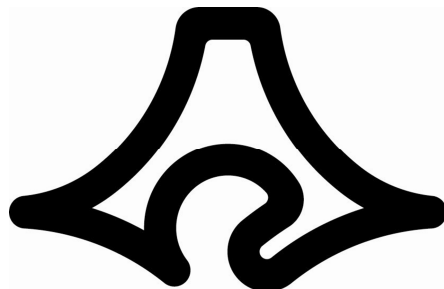


第4次静岡県食育推進計画



2024 年 3 月

静 岡 県

第4次静岡県食育推進計画 目次

第1	静岡県の食育推進計画に関する基本的な考え方	1
第2	食をめぐる現状と課題	3
第3	第4次静岡県食育推進計画の目指す姿	14
第4	食育推進に関する具体的な取組	
柱1	生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	
I	「こども世代」における食育	17
II	「成人期（働く世代）」における食育	19
III	「高齢期」における食育	21
柱2	持続可能な食を支える食育の推進	
IV	食と農の連携や食文化の継承を通じた食育	23
V	環境に配慮した食育	25
VI	食の安全・安心の実現に向けた食育	26
柱3	食を支える環境づくり	
VII	食育を推進する人材育成	28
VIII	食に関する調査、研究、情報の提供	29
IX	食育推進の体制づくり	30
第5	参考資料	32

第1 静岡県の食育推進計画に関する基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

2005年に「食育基本法」が制定され、2006年に「食育推進基本計画」が策定されました。

これを受け、本県では、「静岡県食育推進計画」（計画期間：2007年度～2010年度）、「ふじのくに食育推進計画」（計画期間：2011年度～2013年度）、「ふじのくに食育推進計画（第3次静岡県食育推進計画）」（計画期間：2014年度～2023年度）を策定し、「食を知る」「食をつくる」「食を楽しむ」という相互の関連の中で、人をはぐくむという望ましい方向に進むよう、県民運動として食育の推進に取り組んできました。

これまでの取組により、「食育」は広く県民に浸透し、県内各地で多様な関係者による食育の取組が進められています。

一方で、食を取り巻く環境は大きく変化しています。

健康寿命の延伸に向け、栄養バランスに配慮した食生活の重要性が増している一方で、少子高齢化の進行、単身世帯の増加、中食の拡大等、家庭の状況や生活の多様化により、健全な食生活を実践することが困難な場面も増加しています。

また、地域の伝統的な食文化の継承機会の減少や食品ロスの発生、さらに、近年の異常気象に伴う自然災害の頻発への備えなど、持続可能な食環境を支えるための新たな取組が必要とされており、食育の重要性はますます高まっています。

このため、これまでの食育推進の成果や食をめぐる現状や課題を踏まえ、今後の静岡県の食育に関する取組を総合的、計画的に推進していくため、「第4次静岡県食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画として策定するものです。
- (2) 本計画は、本県の総合計画である「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」の趣旨を踏まえて策定した、分野別計画です。
- (3) 本計画は、本県の食育全般に係る計画であり、「静岡県健康増進計画」や「静岡県歯科保健計画」等と整合を図った計画とします。

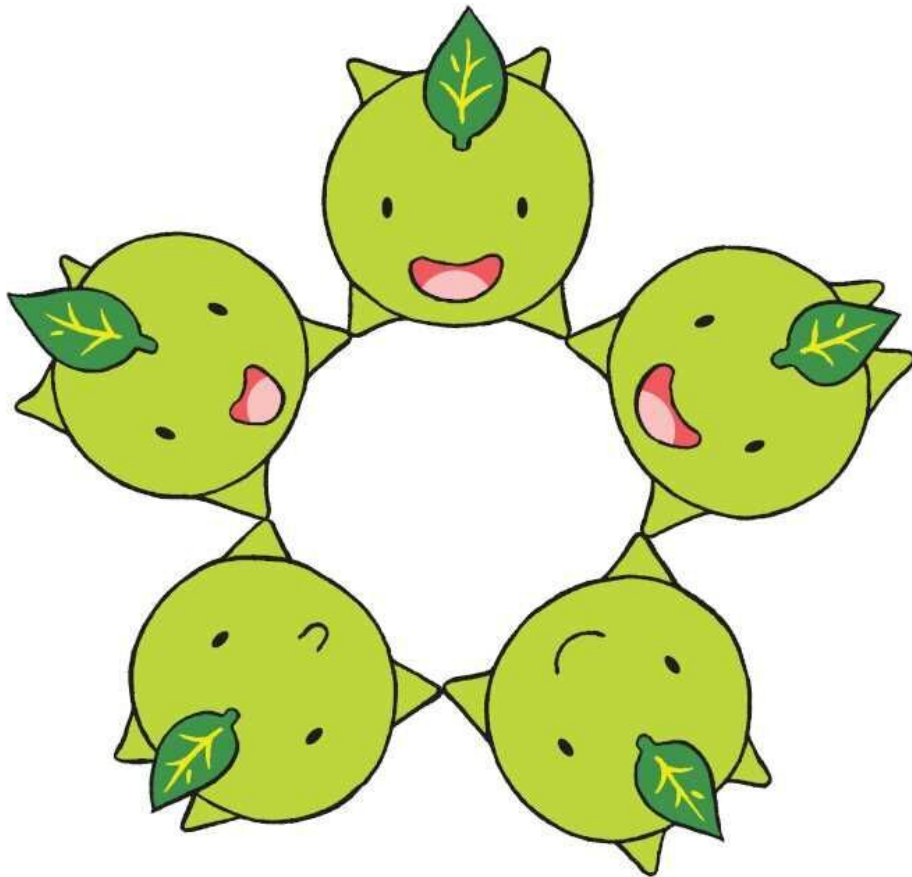
3 計画の期間

2024（令和6）年度から2035（令和17）年度までの12年間とし、2029（令和11）年度に中間評価を行い、内容を見直します。

なお、関連する他分野の計画と整合を図るため、計画途中であっても一部の取組や数値目標などを見直すことがあります。

4 計画の推進体制

- (1) 本計画の推進にあたり、食育に取り組む県民や関係団体、専門家等で構成する「静岡県食育推進会議（仮称）」を組織し、関係者が連携して取り組む体制を整備します。
- (2) 庁内関係課との連携や調整を図り、県全体で総合的な施策の推進を図ります。
- (3) 健康福祉センターでは、市町と連携した食育の取組や市町における食育推進計画の策定及び推進の支援を行います。

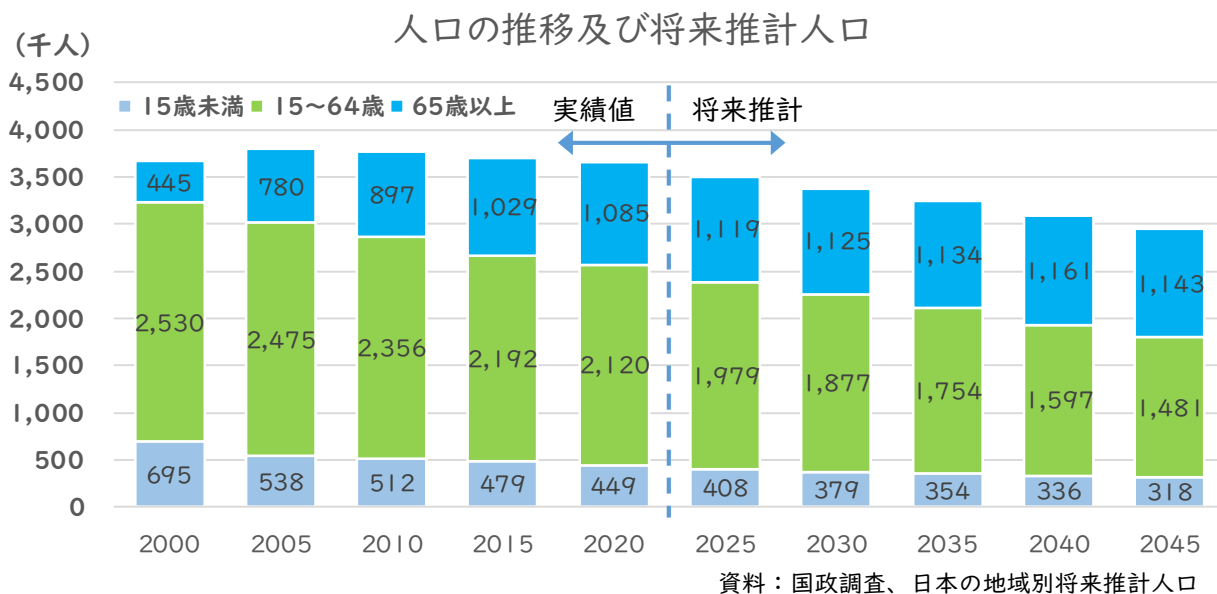


静岡県 生きがいと健康づくりイメージキャラクター
ちゃっぴー

第2 食をめぐる現状と課題

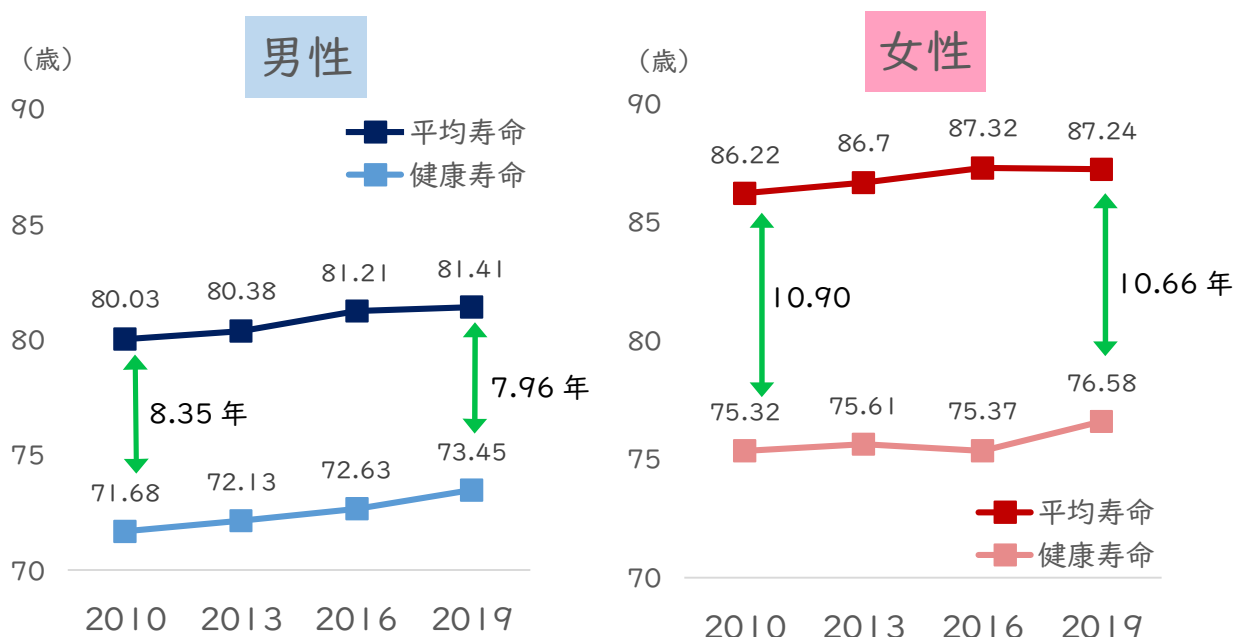
1 人口の推移

本県の人口は2005年を頂点に減少傾向にあり、今後も減少が続くと推計されています。年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。



2 平均寿命と健康寿命

平均寿命と健康寿命はいずれも延伸傾向にあり、平均寿命と健康寿命の差は、短縮の傾向にあります。



資料：厚生労働省

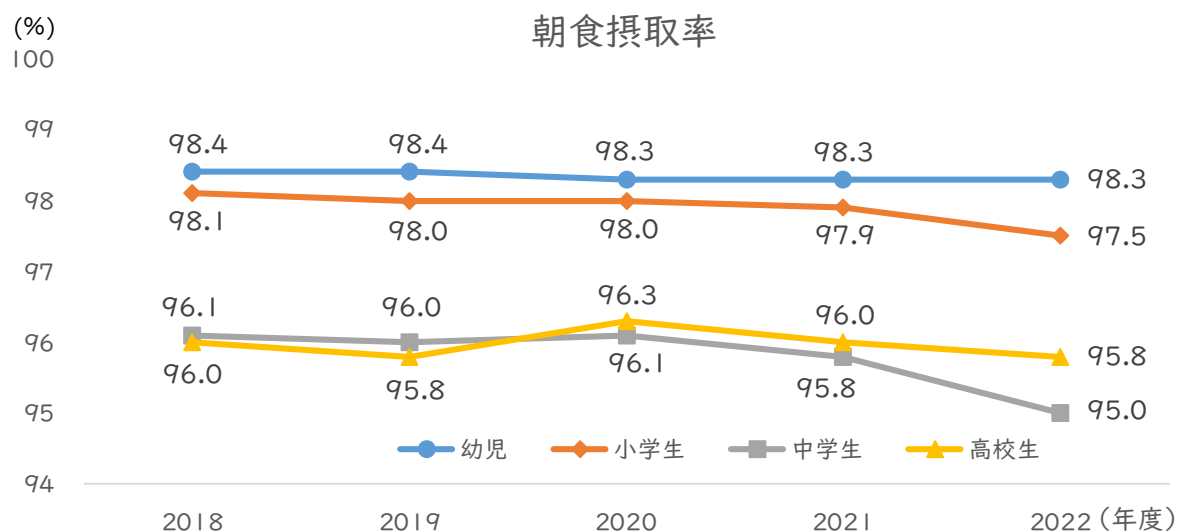
3 健康及び食生活

(1) こども世代

ア 朝食摂取

朝食の摂取率は調査年度により増減はあるものの、どの年代も 95%以上の高い数値で推移しています。幼児・小学生に比べて、中学生・高校生で摂取率が低い傾向があります。

朝食を毎日食べることは、食事の栄養バランスや良好な生活リズムと関連があり、基本的な生活習慣を身に付ける観点からもとても重要です。

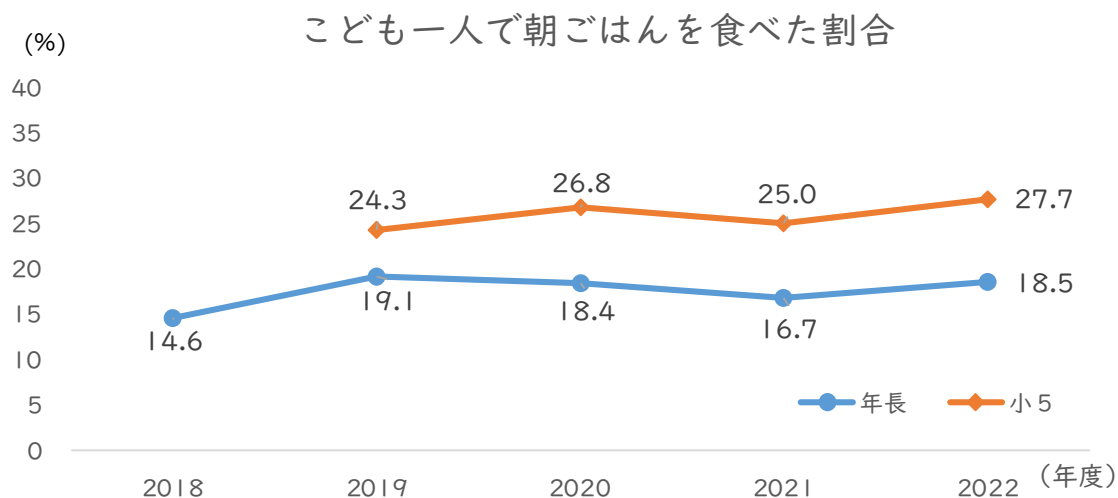


資料：県教育委員会「朝食摂取状況調査」

イ 共食

年長児では5～7人に1人程度、小学5年生では4人に1人程度がこども一人で朝ごはんを食べています。

誰かと一緒に食事をすることは、食や生活に関する基礎知識を伝え、習得する機会として重要であり、会話やコミュニケーションを通じて食事をおいしく感じられる等のメリットもあります。

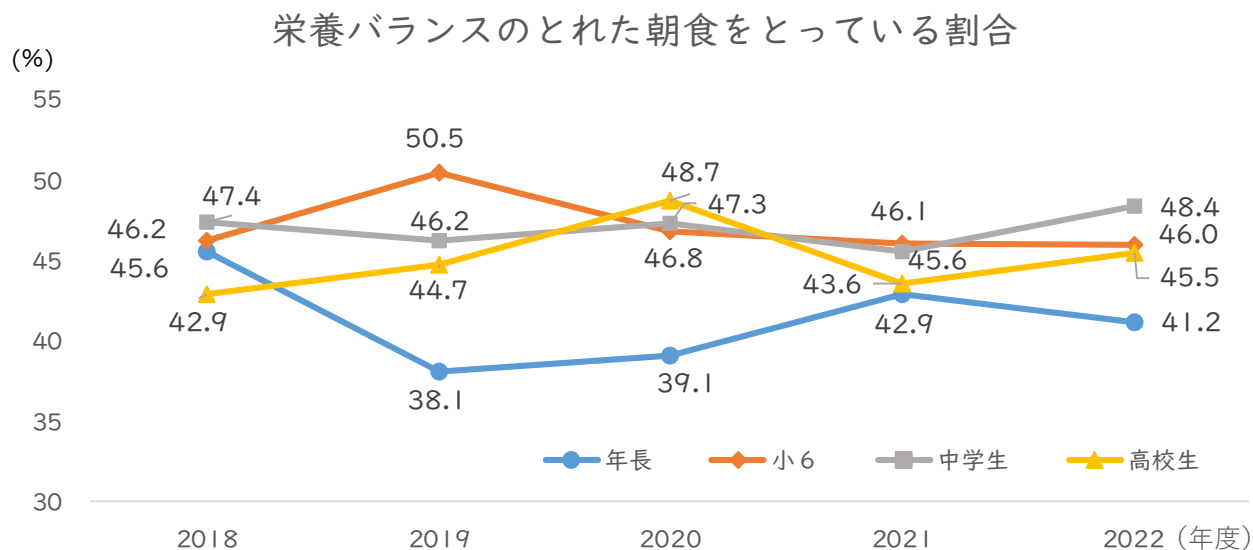


資料：県教育委員会「朝食摂取状況調査」

ウ 栄養バランス

栄養バランスのとれた朝食を摂取しているこどもの割合は、4割から5割程度を推移しています。

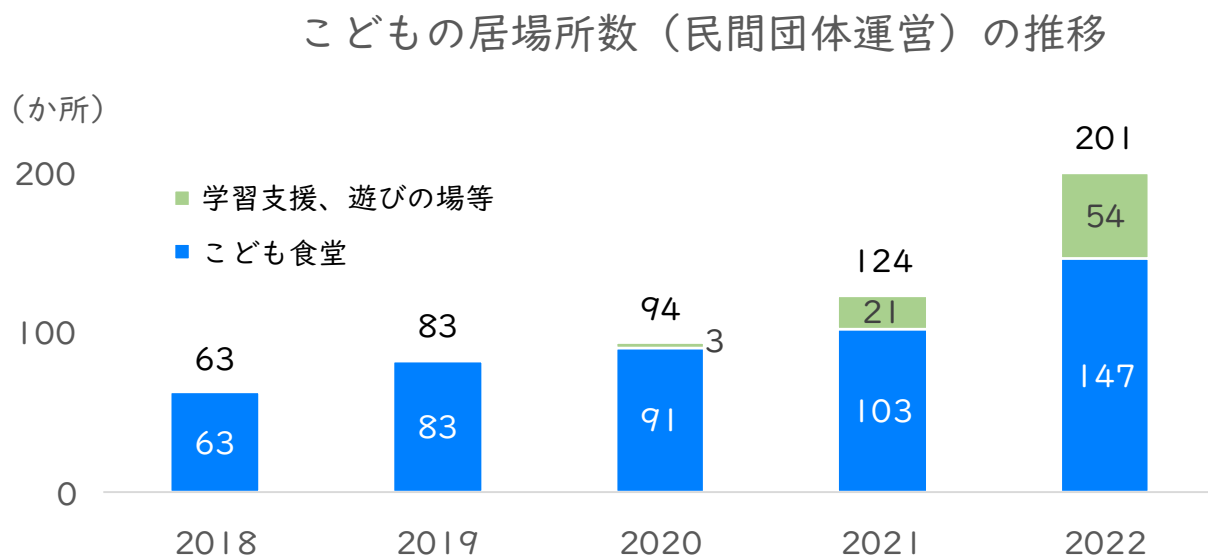
生涯にわたって健全な心身を培うためには、こどもの頃から主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのとれた食生活を実践することが重要です。



資料：県教育委員会「朝食摂取状況調査」

エ こどもの居場所（こども食堂）

こどもが地域で安心して過ごすことができ、無料又は低額な料金で利用できる「こどもの居場所」のうち、民間団体が運営する「こども食堂」の数は、増加しています。

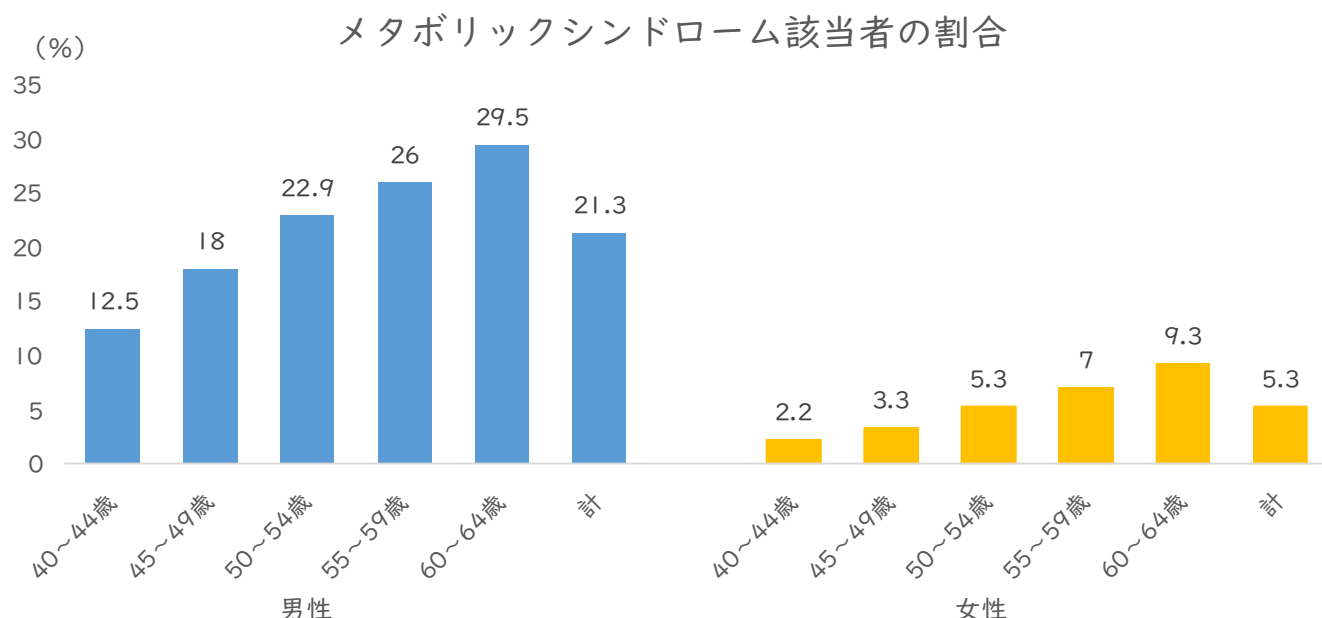


資料：県こども家庭課 こどもの居場所実態調査

(2) 成人期（働く世代）

ア メタボリックシンドローム

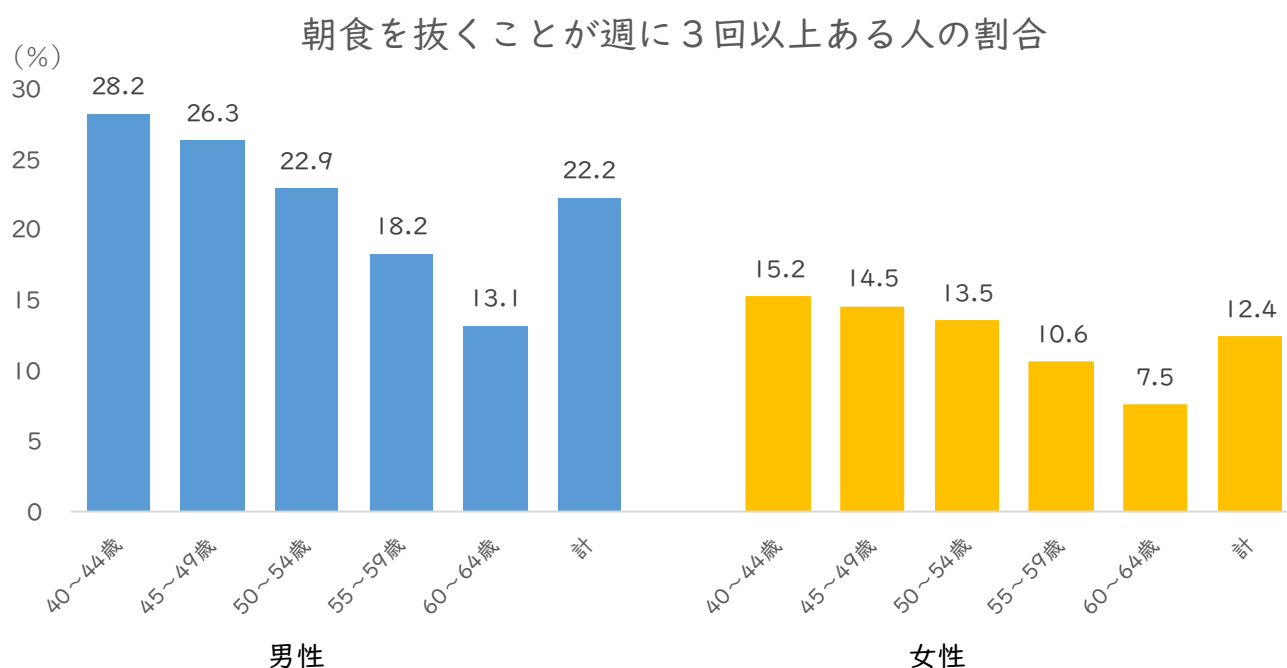
メタボリックシンドロームは肥満、高血圧、高血糖、脂質異常のリスクが重なり、心疾患や脳血管疾患になる可能性が高い状態です。どの年代でも男性の方が、該当者の割合が高く、男女ともに年代が上がるほど割合が高くなります。



資料：令和2年度 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書

イ 朝食摂取

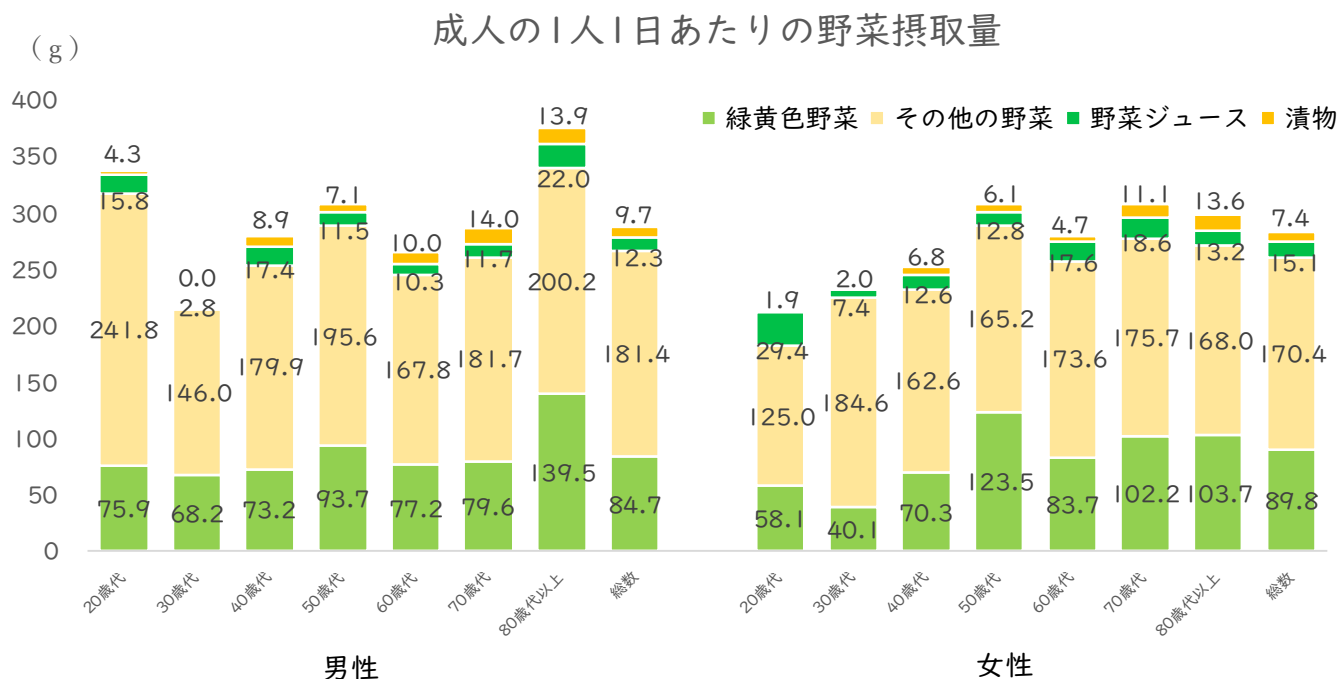
朝食を抜くことが週に3回以上ある人（40～64歳）の割合は、男性で22.2%、女性で12.4%です。どの年代でも男性の方が朝食を抜く割合が高く、男女ともに年代が上がるほど割合が低くなります。



資料：令和2年度 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書

ウ 野菜摂取量

成人の1日あたりの野菜摂取量は、年代によりばらつきがみられ、一部の年代では目標の350gに達しています。内訳を見ると、緑黄色野菜を多く摂取している年代では、全体の摂取量も多い傾向があります。



資料：令和4年県民健康基礎調査

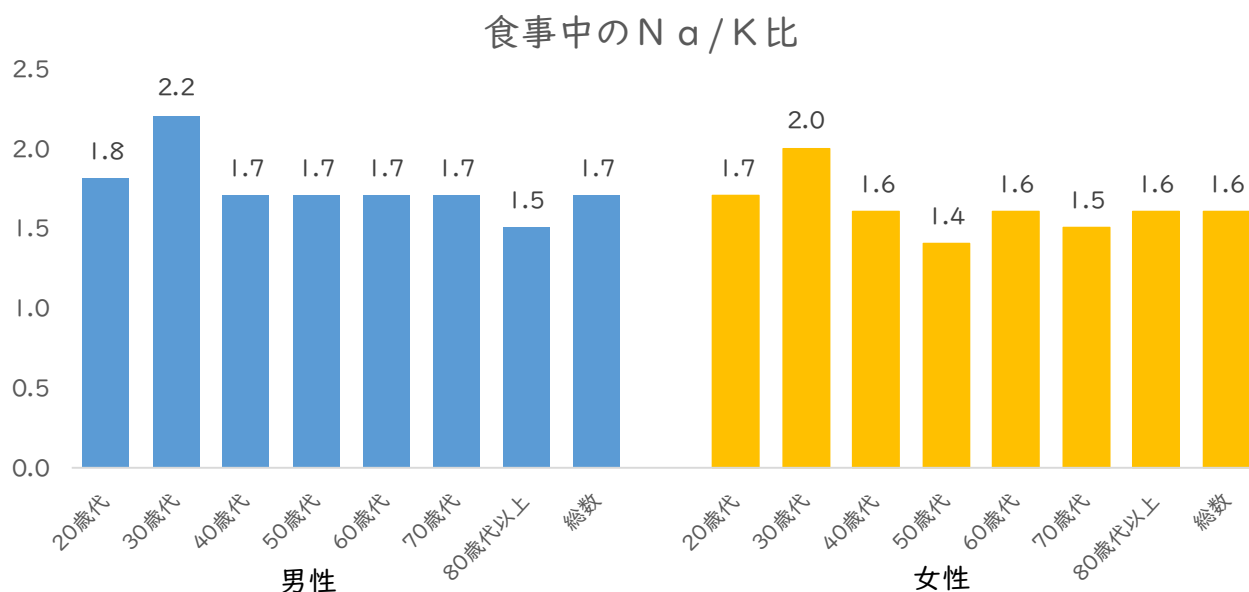
エ ナトリウム (Na) /カリウム (K) 比

ナトリウム（食塩）摂取量は血圧上昇に関連しています。

また、野菜や果物に含まれているカリウムはナトリウムの排泄を促す働きがあります。

Na/K比はナトリウムとカリウムのバランスを示している指標で、数値が高いほどナトリウム摂取量が多い、又はカリウムが少ないことを表しています。

Na/K比が高いと、循環器疾患の中でも特に脳卒中など、高血圧が原因と考えられる疾患による死亡率が高いことが示されています。

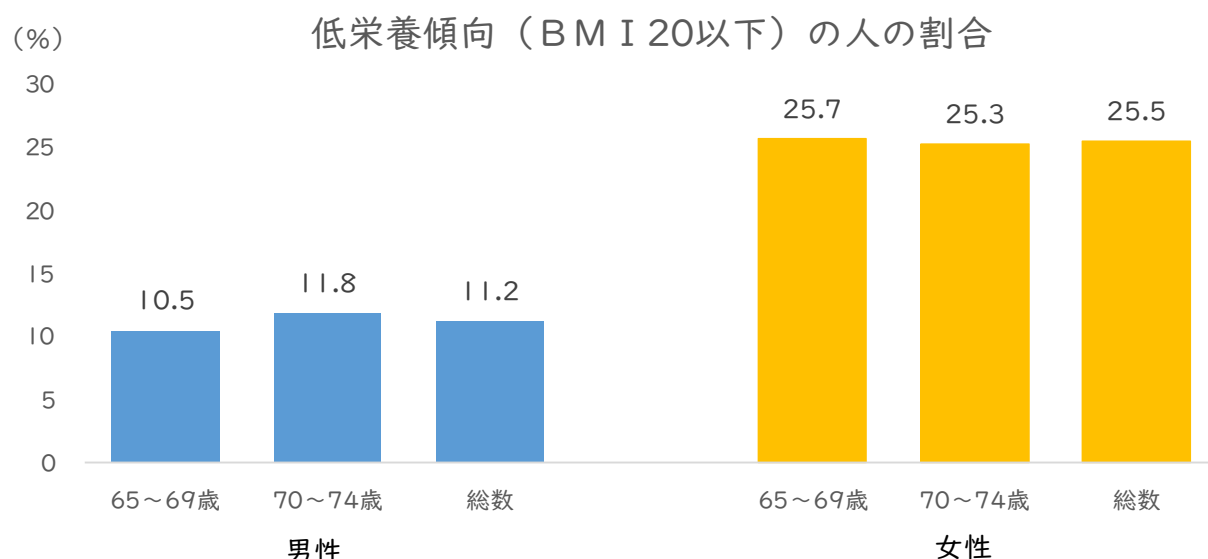


資料：令和4年県民健康基礎調査

(3) 高齢期

ア 低栄養傾向（BMI 20 以下）

65 歳以上の、低栄養傾向（BMI 20 以下）の人の割合は、男性 11.2%、女性 25.5%と男性より女性の割合が高くなっています。

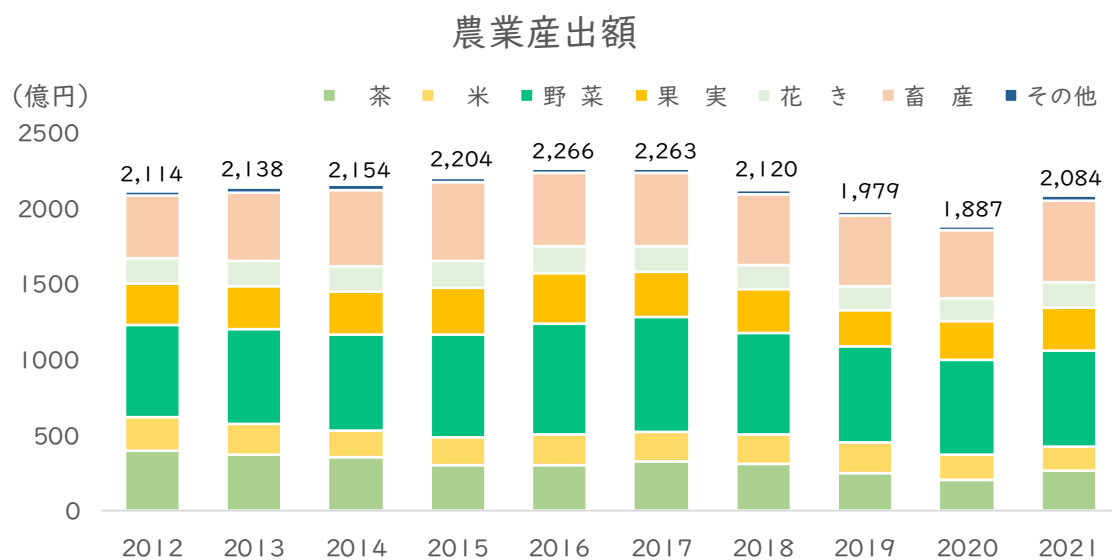


資料：令和 2 年度 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書

4 食の生産と消費

(1) 農業産出額

本県における農業産出額の作物別構成比は、野菜、畜産物、果実の順であり、茶や果実の割合が高いことが特徴です。農業産出額は 2018 年以降、気象災害等により減少に転じ、2020 年には 1,887 億円となりましたが、2021 年は 2,084 億円となっています。

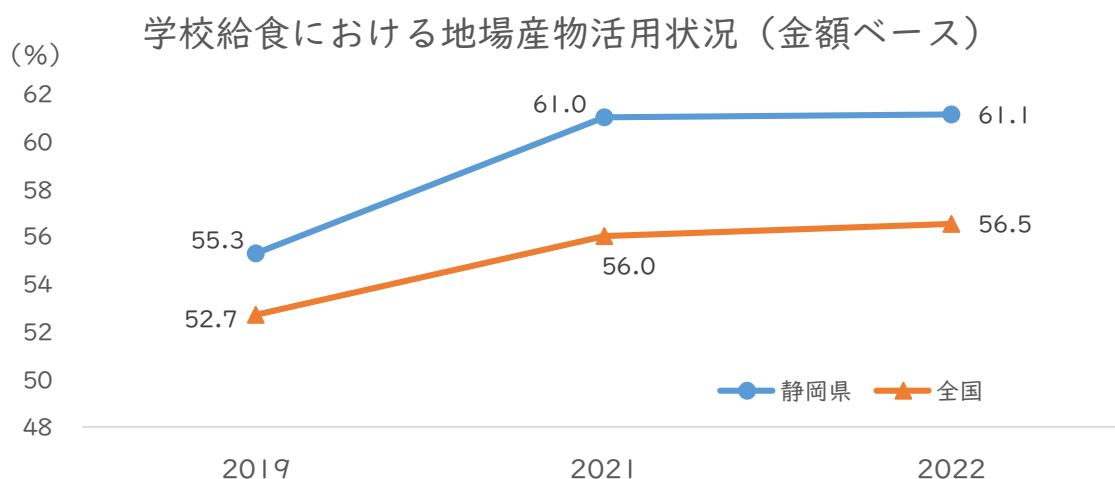


資料：農林水産省 生産農業所得統計

(2) 地産・地消（学校給食）

地場産物の活用状況は、2019 年度の調査開始時より、年々上昇しています。

地域によっては、地場産物を学校給食で活用していく上で、安定的な供給量の確保が難しい、品目数が限られている、価格が高いといった課題を抱えています。また、給食現場と生産現場の互いのニーズが共有されていない等の課題もあり、地場産物の活用推進には供給者側並びに学校設置者等双方の取組が重要であり、連携・協働することが必要です。



資料：文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材使用状況調査（金額ベース）」

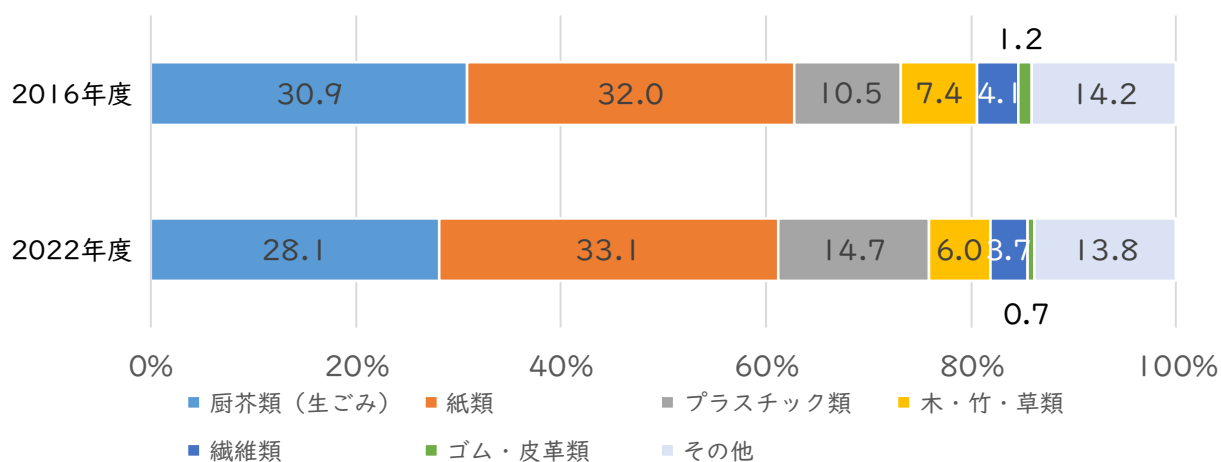
(3) 食品ロス削減

ア 家庭ごみ

家庭から排出されるごみのうち、約 30%を調理くずや食べ残し等の^{ちゅうかいりい}厨芥類（生ごみ）が占めています。

2016 年度に比べて 2022 年度は、家庭から排出されるごみに対する厨芥類（生ごみ）の割合は減りました。

家庭ごみの組成（湿重量比）

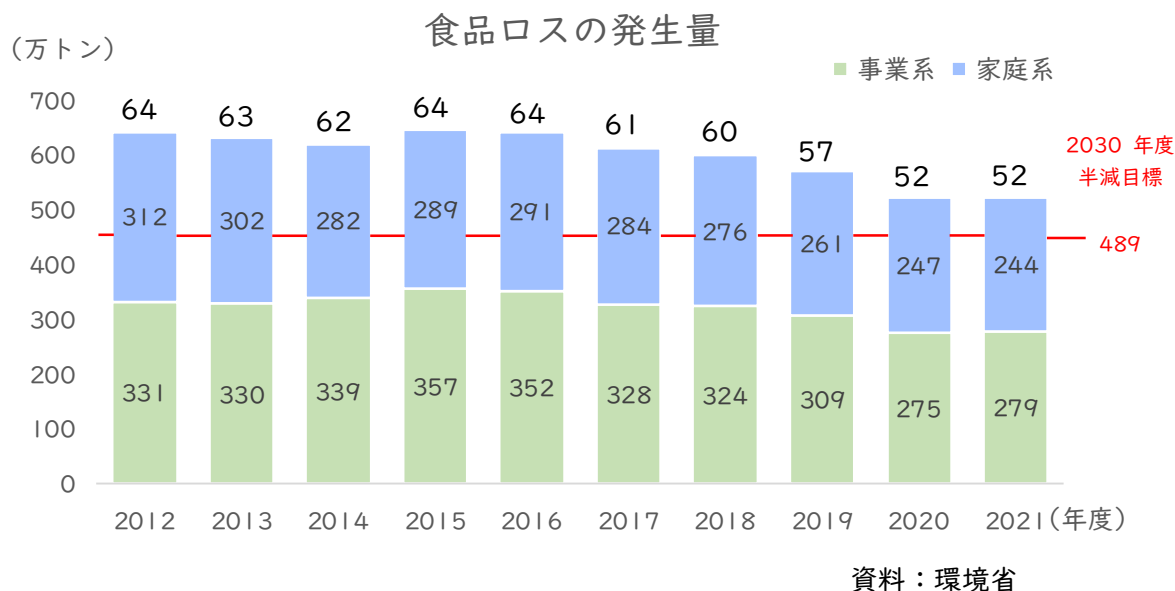


資料：容器包装廃棄物の使用・排出実態調査（平成28年度、令和4年度）

イ 食品ロス発生量

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を「食品ロス」と言います。日本における食品ロスは年間 500 万トン以上発生しており、そのうち約半分が家庭から発生しています。

政府では、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量のいずれも、2000 年度と比べて 2030 年度までに半減することを目標として様々な取組を進めています。

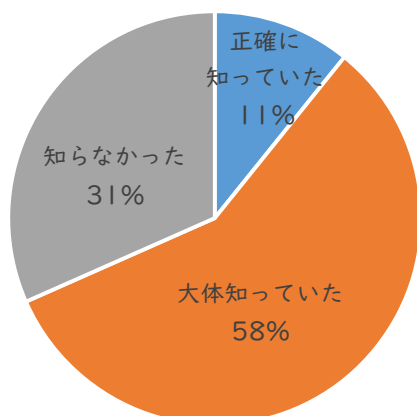


(4) 環境に配慮した生産方式

「有機」「オーガニック」など有機食品の表示の基準を理解している人の割合は約 69%、購入や利用する人の割合は約 46%となっています。有機農業など環境に配慮した生産方式の導入・定着を進めるため、農業者・消費者に対する啓発や情報発信、技術支援等が必要です。

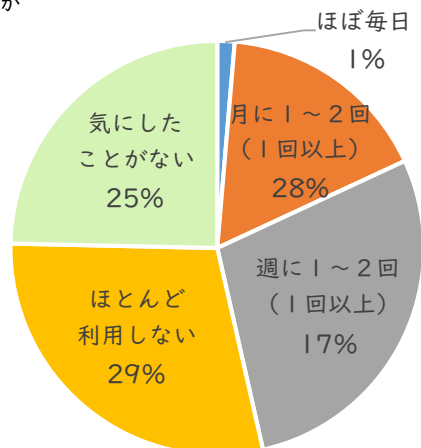
「有機」「オーガニック」に対する理解

認証を受けた食品でなければ「有機」「オーガニック」と表示できないことを知っていましたか。



有機食品の購入・利用頻度

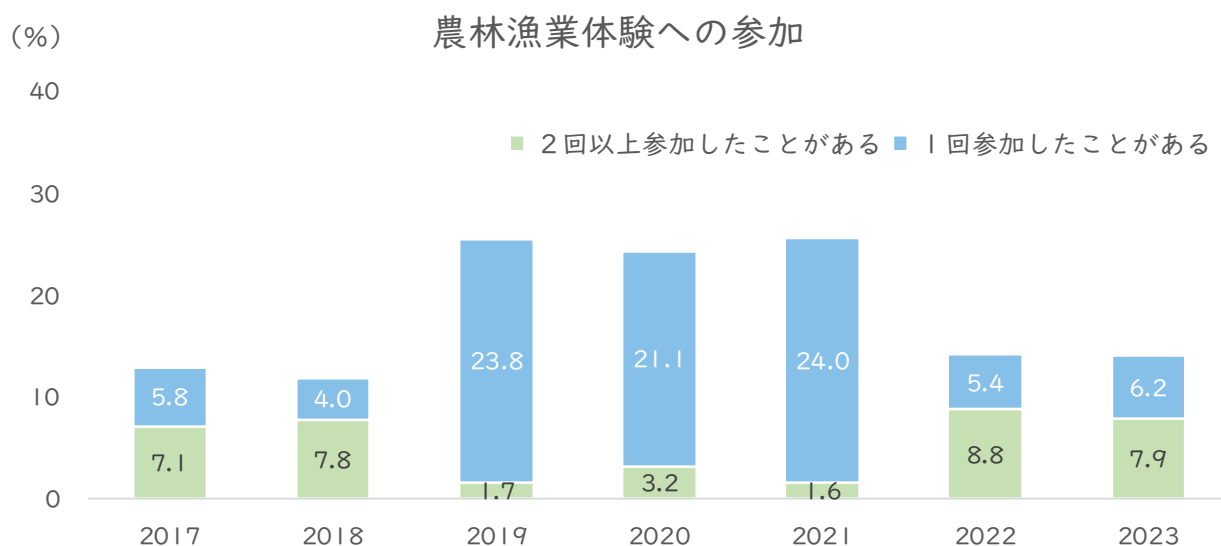
有機食品の購入や、外食等での利用頻度はどの程度ですか



資料：令和 5 年度第 6 回県政インターネットモニターアンケート「食の安全・安心に関するアンケート」

(5) 農林漁業体験

食の安全・安心の確保に向けては、消費者と生産者の交流が重要な役割を果たします。そうした主要な機会となる農林漁業者のもとで栽培や収穫などを体験したことがある人の割合は年度により変動があり、安定的に参加者を確保していくことが必要です。

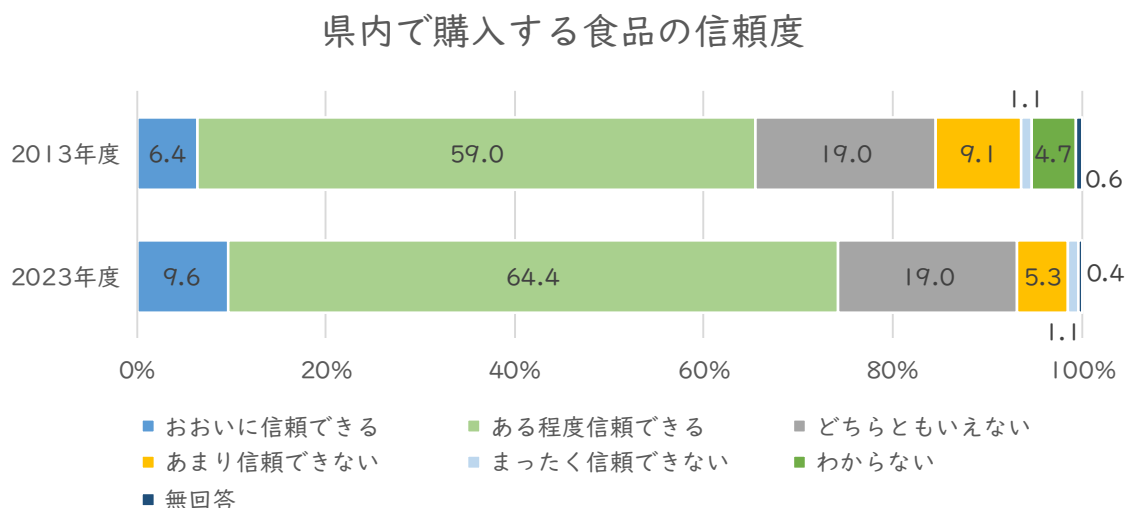


資料：令和5年度第6回県政インターネットモニターアンケート「食の安全・安心に関するアンケート」

5 食の安全と安心

(1) 食品の信頼度

2023年度の県内で購入する食品の信頼度は、「おいちに信頼できる」と「ある程度信頼できる」を合わせて74.0%で2013年と比較すると8.6%上昇しています。

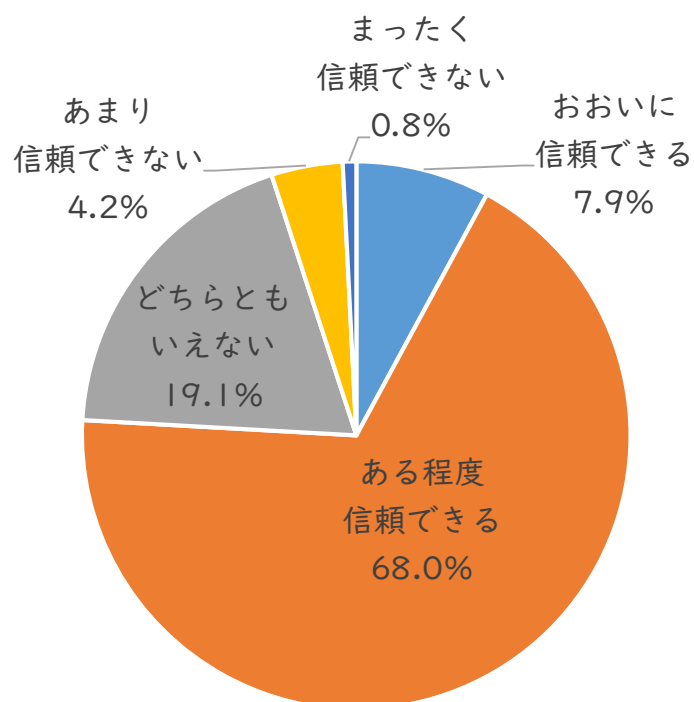


資料：平成25年度、令和5年度県政世論調査

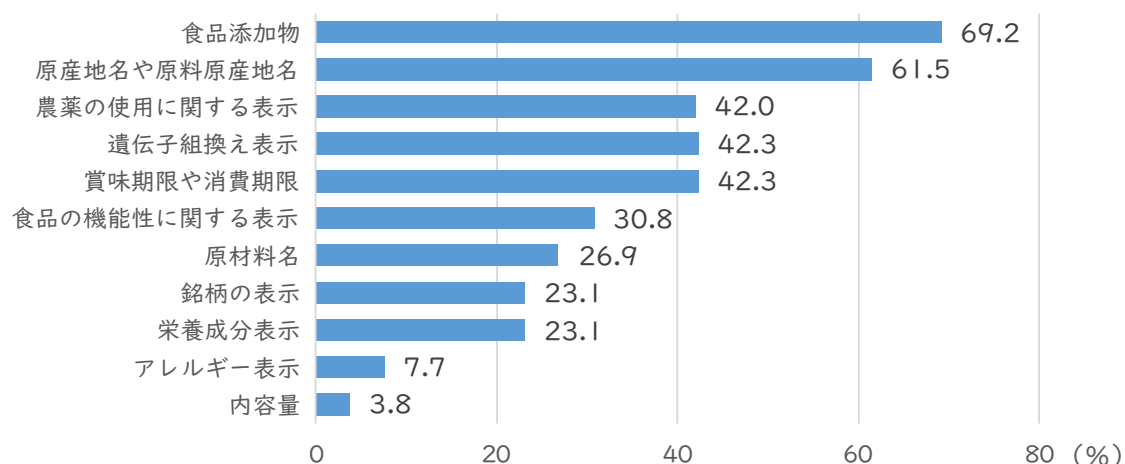
(2) 食品表示の信頼度

食品表示に対する信頼度は、「おいに信頼できる」と「ある程度信頼できる」を合わせて75.9%です。また、信頼できない内容は「食品添加物」や「原産地名や原料原産地名」の表示が多くなっています。

食品表示に対する信頼度



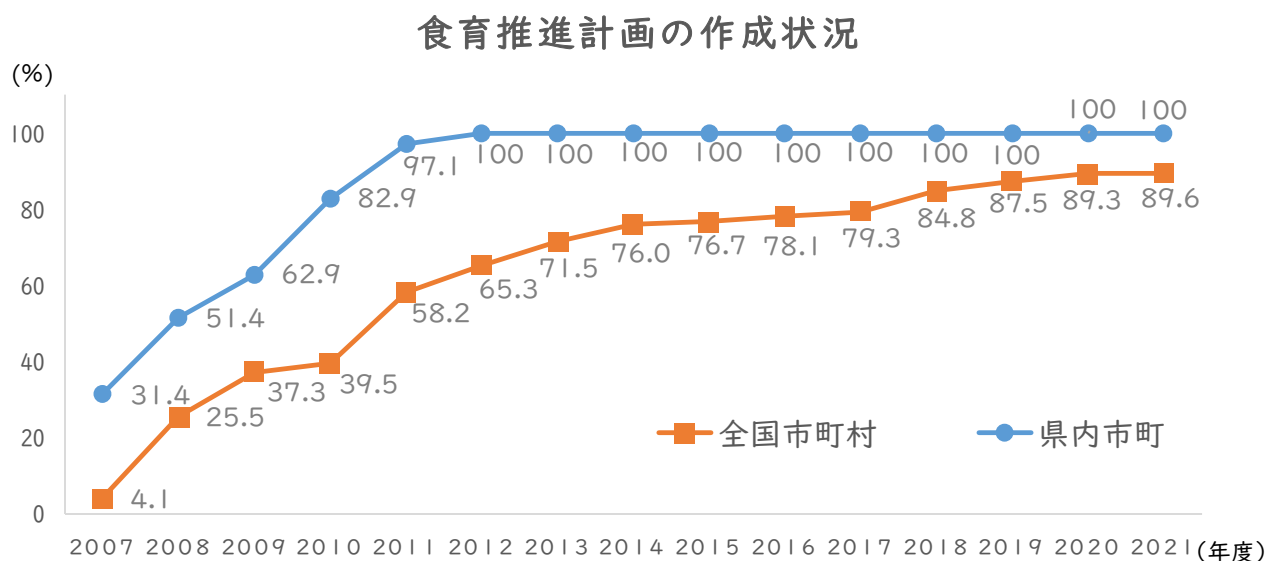
信頼できない内容



資料：令和5年度第6回県政インターネットモニターアンケート「食の安全・安心に関するアンケート」

6 食育活動の推進体制

静岡県では、全国に先駆けて、2012 年度末に全ての市町で食育推進計画が作成され、現在まで、更新されています。



資料：農林水産省 「食育推進計画等に関する調査」

7 新たな課題

- ・社会環境の変化に伴い、家庭の状況や生活は多様化しており、健全な食生活の実現が困難な立場にある人も存在します。特に貧困等の状況にあることにも対しては、関係機関が連携し必要な支援を行うことが求められています。
- ・健全な食生活を送るためには、持続可能な食の供給が不可欠です。人や社会、環境に配慮した消費（エシカル消費）への理解を進める必要があります。
- ・全国的に気象災害が頻発しており、本県でも大きな被害が発生しています。災害の発生後、ライフラインの復旧までに時間を要することを想定し、食品等の備蓄を進める必要性が高まっています。
- ・I C T等のデジタル技術を活用し、若い世代や健康や食に関して関心の薄い人達など、様々な対象者に適切に情報を提供していく必要があります。
- ・健康に関心の薄い人を含む幅広い人に対してアプローチを行うために、本人が無理なく自然に健康な行動を取ることができるような「自然に健康になれる環境づくり」の取組を更に進めていく必要があります。

第3 第4次静岡県食育推進計画の目指す姿

1 静岡県の食育の目指すもの

「食を通して人をはぐくむ」

静岡県の食育は生涯にわたり望ましい食生活を実践する力を身につけ、健全な心と身体を培うとともに、自然や人の恩恵の上に成り立つ食への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育むことを目指します。

2 スローガン

「0歳から始まるふじのくにの食育」

こどもの頃の経験や身についた食習慣は、その人の価値観や生き方をも左右する大きな意味を持ちます。したがって、早い段階から食との様々な関わりを持つ事が重要です。

静岡県では「0歳から始まるふじのくにの食育」をスローガンに、「食を知る」「食をつくる」「食を楽しむ」ことを通して、生涯にわたって生き生きと過ごせるよう望ましい食生活を実践することができる力を身につけるための取組とともに、持続可能で健全な食生活を支える環境づくりに向けた取組を推進します。

3 取組の柱

柱1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

生涯を通じた心身の健康を支えるため、家庭・職場・地域等における食体験を通じて、ライフステージに応じた食育を推進します。

柱2 持続可能な食を支える食育の推進

体験や交流を通じた食文化の継承や環境への理解、安全で持続可能な食料生産や消費につながる食育を推進します。

柱3 食を支える環境づくり

食育を推進する人材の育成や調査、研究、情報提供を通じて、食育を推進する環境づくりを進めます。

4 施策体系

柱	基本的施策	具体的な取組
1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	Ⅰ 「こども世代」における食育	
	1 望ましい食習慣の形成	ア 就学前のこどもに対する食育 イ 学校給食等を活用した食に関する指導の充実 ウ 若い世代に関わる食育の推進 エ 貧困等の状況にあるこどもに対する食育の推進
	2 豊かな食体験の提供	ア 料理をする体験の機会の提供 イ 農業・漁業や食への理解を深める体験の機会の提供
	Ⅱ 「成人期（働く世代）」における食育	
	1 次世代を育むための食生活	ア 食育に対する理解を高める取組 イ 家庭での食育の推進 ウ 妊産婦等に向けた食育の推進
	2 生活習慣病の予防・改善	ア 適正な量の食塩・野菜・果物の摂取の推進 イ バランスの良い食事の実践に向けた普及啓発 ウ 職場における食育の推進
	Ⅲ 「高齢期」における食育	
	1 低栄養の予防・改善	ア 通いの場等を活用した食育の推進 イ 低栄養の予防に向けた体制整備
	2 健康寿命延伸に向けた食生活	ア 地域における共食の推進 イ 健康な口腔機能の保持・増進
2 持続可能な食を支える食育の推進	Ⅳ 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育	
	1 地産地消	ア 地産地消の推進 イ 学校給食における地場産物の活用促進
	2 生産者と消費者の交流促進	ア 地域の特色を生かした農林漁業体験活動の拡大 イ 都市と農山漁村の交流促進
	3 しずおかのお食文化の普及・継承	ア 多様な食文化の推進 イ お茶文化の振興 ウ 食の都づくりの推進
	Ⅴ 環境に配慮した食育	
	1 環境を意識した食生活	ア 食品ロス削減に向けた取組の推進 イ 食品リサイクルの推進 ウ 持続可能な食につながるエシカル消費の推進
	2 環境にやさしい農産物・水産物の生産	ア 環境と共生する農業・漁業の推進
	Ⅵ 食の安全・安心の実現に向けた食育	
	1 安全な食品の供給	ア 食の安全の確保 イ 適正表示の推進
	2 災害時の備え	ア 災害時の食の備えに関する普及啓発 イ 災害時の栄養・食生活支援体制整備

柱	基本的施策	具体的な取組
3 食を支える環境づくり	Ⅶ 食育を推進する人材育成	
	1 専門知識を有する人材の育成	ア 管理栄養士・栄養士 イ 栄養教諭・学校栄養職員 ウ 食育指導者 エ 食農教育指導者
	2 食育ボランティア等の育成・支援	ア 健康づくり食生活推進員 イ 食育ボランティア
	Ⅷ 食に関する調査、研究、情報の提供	
	1 食に関する調査、研究の実施	ア 県民健康基礎調査 イ 朝食摂取状況調査 ウ 給食施設実態調査 エ 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ分析 オ 研究の推進
	2 食に関する相談・情報提供	ア 食の総合相談窓口 イ 食育の推進に関する情報提供
	Ⅸ 食育推進の体制づくり	
	1 連携体制整備	ア 市町食育推進計画の支援 イ リスクコミュニケーションの充実 ウ 食育月間・食育の日の推進
	2 企業・団体への支援	ア 企業等と連携した食環境整備の推進 イ 機能性食品の開発支援 ウ 関連団体の育成・支援

第4 食育推進に関する具体的な取組

柱1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

I 「こども世代」における食育

「こども世代」は、初めて食べ物を口にする乳児期から、身体の発育や味覚の形成などが発達する幼児期、心身の発達が著しく、食への興味や関心が高まる学童期、生活習慣の身体的な発達がほぼ完了する思春期までを指します。食に関する体験を通して、食への関心を高め、望ましい食生活を自ら実践できる力を身につけるための食育を推進します。

1 望ましい食習慣の形成

ア 就学前のこどもに対する食育

- ・保育所等における食育の取組事例を関係者で共有し、より効果的な取り組みを推進します。（健康増進課）
- ・「保育所における食育に関する指針」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「保育所における食事の提供ガイドライン」を参考に、保育計画に連動した「食育の計画」が、各保育所で作成されるよう支援します。（こども未来課）

イ 学校給食等を活用した食に関する指導の充実

- ・栄養教諭、学校栄養職員、食育担当者への研修等を通じて、学校給食を活用し、給食の時間をはじめ、各教科等と関連付けながら、学校教育活動全体で行う食に関する指導の充実に努めます。（健康体育課）
- ・学校給食を「生きた教材」として活用し、学校全体で食育に取り組むため、食に関する指導の全体計画の作成と活用を推進します。（健康体育課）

ウ 若い世代に関わる食育の推進

- ・リーフレットや絵本の作成及び活用を通じて、児童生徒が栄養バランスや咀嚼の大切さ等の望ましい食生活に関する知識を習得できるよう取り組みます。（健康増進課）
- ・学校、大学、企業への出前講座や情報提供を通じ、若い世代が食生活を見直すきっかけづくりを行います。（健康増進課）
- ・「早寝早起き朝ごはん」などの食育に関する内容を記載した保護者アシスト講座（旧親学講座）資料を新入学生の保護者に配布し、親子で食生活の見直しができるように呼びかけます。（社会教育課）

エ 貧困等の状況にあるこどもに対する食育の推進

- ・学校や家庭以外で、こどもが安心して過ごすことができる、こども食堂などのこどもの居場所づくり活動を促進するため、ふるさと納税等の寄附金を活用し、運営団体への助成を行うとともに、研修会等を通じた円滑な立上げ等の支援に取り組みます。（こども家庭課）

2 豊かな食体験の提供

ア 料理をする体験の機会の提供

- ・減塩や野菜摂取に配慮した料理をつくる体験や茶葉で入れた緑茶を飲む体験等を通じて、こどもが食と健康の関わりや静岡の食文化を学ぶ機会を提供します。（健康増進課）

イ 農業・漁業や食への理解を深める体験の機会の提供

- ・食育体験教室事業を通じて、こども達が農業・漁業の体験や、調理体験をできる機会を提供します。（こども未来課）

【関連する数値目標】

	項目	基準値（R 5）	目標値（R17）	出典
I-1	朝食を食べている幼児児童生徒の割合	（2022 年度） 幼 児 98.3% 小学生 97.5% 中学生 95.0% 高校生 95.8%	（2035 年度） 100%に近づける	朝食摂取状況調査
I-1	児童・生徒における肥満傾向児（小学5年生）の割合	（2022 年度） 11.9%	（2035 年度） 減少	学校保健統計
I-1	栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	（2022 年度） 幼 児 41.2% 小6年 46.0% 中2年 48.4% 高2年 45.5%	（2035 年度） 幼 児 55% 小6年 55% 中2年 55% 高2年 55%	朝食摂取状況調査
I-1	こどもの居場所の数（こども食堂を含む）	（2020 年度） 377 箇所	（2025 年度） 502 箇所	こども家庭課調べ

Ⅱ 「成人期（働く世代）」における食育

「成人期（働く世代）」は、就職などの環境の変化が生活習慣に大きな影響を与える青年期、自己管理に加えて、家庭や地域において次世代を育てる役割が期待される壮年期、加齢に伴う身体機能の低下やこれまでの食習慣の健康への影響を感じるようになる中年期までを指します。将来の健康を見据えた自身の食生活の改善や食育の担い手としての活躍に向けた食育を推進します。

1 次世代を育むための食生活

ア 食育に対する理解を高める取組

- ・乳幼児の保護者向け食育啓発冊子へ静岡県の食育の取組を伝える記事を掲載し、食育への理解を促進します。（健康増進課）
- ・家庭教育支援員等が使用する家庭教育講座用の補助教材「つながるシート」に食育に関する内容を盛り込み、保護者の食育に関する学びや相談などの支援活動を推進します。（社会教育課）

イ 家庭での食育の推進

- ・毎月19日の「食育の日」「共食の日」等を活用し、みんなで食べる機会のほか、料理等の食に関する体験をする機会の設定など、家庭内における共食について普及を図ります。（健康増進課）
- ・「早寝早起き朝ごはん」に関する広報活動や、保護者アシスト講座（旧親学講座）等の機会を利用し、家庭での食生活を含む生活習慣の見直しについて、親子で話し合うきっかけをつくります。（社会教育課）

ウ 妊産婦等に向けた食育の推進

- ・研修会及び講演会のテーマとして、妊産婦に向けた食育を取り上げます。（健康増進課）
- ・自分自身の適正体重を知り、過度なやせ志向や肥満の防止を図る取組を通じて、妊娠出産に向けた体づくりを働きかけます。（健康増進課）

2 生活習慣病の予防・改善

ア 適切な量の食塩・野菜・果物の摂取の推進

- ・生活習慣病の予防や改善に関連する食塩や野菜の摂取について、自身の食生活を振り返るツールの開発や活用により、適切な量の摂取に向けた取り組みを推進します。（健康増進課）
- ・企業等との協働により、栄養面の基準を満たした食事が手に入りやすい食環境整備を推進します。（健康増進課）

- ・自分の適正体重に応じた食事の量や内容を伝える取組を通じて、やせや肥満の予防や改善を図ります。(健康増進課)

イ バランスの良い食事の実践に向けた普及啓発

- ・食育月間(6月)、食育の日(毎月19日)、健康増進普及月間(9月)、食生活改善普及運動(9月)等における各種キャンペーンを通じて、望ましい食生活に関する普及啓発を行います。(健康増進課)

ウ 職場における食育の推進

- ・従業員の健康づくりを支援するアドバイザーの派遣により、職場での食育の取組を支援します。(健康増進課)
- ・給食施設指導等を通じて、従業員食堂におけるバランスのよい食事の提供の働きかけや食堂を活用した健康づくりを推進します。(健康増進課)
- ・バランスのよい食事の提供や従業員への食育に取り組む人材として、給食施設に管理栄養士や栄養士の配置について働きかけを行います。(健康増進課)

【関連する数値目標】

	項目	基準値(R5)	目標値(R17)	出典
Ⅱ-1	日ごろ「子供1人」で朝食を食べている割合(小5)	(2022年度) 27.7%	(2035年度) 22%	朝食摂取状況調査
Ⅱ-2	40～60歳代の肥満者(BMI25以上)の割合)	(2020年度) 男性 35.7% 女性 20.6%	(2035年度) 男性 30%未満 女性 15%未満	特定健診データ
Ⅱ-2	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	(2022年) 42.0%	(2035年) 50%	県民健康基礎調査
Ⅱ-2	野菜摂取量の平均値(g/日)	(2022年) 285.1g (男性 288.0g 女性 282.6g)	(2035年) 350g	県民健康基礎調査
Ⅱ-2	食塩摂取量の平均値(g/日)	(2022年) 男性 10.8g 女性 9.2g	(2035年) 男性 7.5g 女性 6.5g	県民健康基礎調査
Ⅱ-2	管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設(病院、介護保険老人施設、介護医療院を除く)の割合の増加	(2022年度) 74.3%	(2035年度) 78%	県給食施設実態調査

Ⅱ-2	ヘルシーメニューの提供をしている特定給食施設(事業所、一般給食センター)の割合の増加	(2022 年度) 78.1%	(2035 年度) 81%	県給食施設実態調査
-----	--	--------------------	------------------	-----------

Ⅲ 「高齢期」における食育

「高齢期」は加齢に伴う身体の変化・体力の低下が見られ、健康状態の個人差が大きくなる時期です。介護予防の観点からも、栄養バランスのとれた食事が大切です。そのために、咀嚼や嚥下機能を維持し、自分に合った食生活を実践することが必要です。

高齢者及び高齢者を支援する専門職に対して、低栄養の予防・改善や健康寿命の延伸に向けた食育を推進します。

1 低栄養の予防・改善

ア 通いの場等を活用した食育の推進

- ・通いの場やサロンを活用し、フレイルやオーラルフレイル、低栄養予防に関する情報提供を行います。(健康増進課)

イ 低栄養の予防に向けた体制整備

- ・通いの場やサロン等において、フレイルやオーラルフレイル、低栄養を予防するための健康教育が行われるよう専門職の派遣体制を整えます。(健康増進課)
- ・関係団体の会議を通じて、フレイルやオーラルフレイル、低栄養の予防・改善の必要性について、高齢者に関わる関連職種の理解を促進します。(健康増進課)

2 健康寿命延伸に向けた食生活

ア 地域における共食の推進

- ・地域における共食の場として通いの場など、地域の中で誰もが立ち寄ることができる「居場所」の立ち上げや運営を支援します。(健康増進課)

イ 健康な口腔機能の保持・増進

- ・高齢期の特性を踏まえた歯・口腔の健康づくりを行います。(健康増進課)
- ・8020 運動、オーラルフレイル予防やかかりつけ歯科による定期的な口腔健康管理を推進します。(健康増進課)

【関連する数値目標】

	項目	基準値（R 5）	目標値（R17）	出典
Ⅲ-1	通いの場の設置数	（2021 年度） 4,665 箇所	（2025 年度） 6,100 箇所	静岡県長寿社会 保健福祉計画
Ⅲ-1	低栄養傾向（BMI 20 以下）の高 齢者（65～74 歳）の割合	（2020 年度） 18.6%	（2035 年度） 13%未満	特定健診データ
Ⅲ-2	80 歳で自分の歯が 20 本以上ある 者の割合	（2021 年度） 68.4%	（2035 年度） 85%	後期高齢者歯科 健診データ
Ⅲ-2	かかりつけ歯科医を持つ者（定期 管理を受けている者）の割合	（2022 年度） 58.1%	（2035 年度） 95%	健康に関する県 民意識調査

柱2 持続可能な食を支える食育の推進

IV 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育

食に対する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解を進めることは重要であるため、生産者と消費者の交流・連携を進めます。
また、長い年月を経て形成されてきた地域特有の食文化を次世代に継承していくために、多様な関係者による食育活動を充実させていくことが必要です。

1 地産地消

ア 地産地消の推進

- ・地産地消を推進するため、県内量販店や直売所などが開催する地産地消フェア等の取組を支援します。（食と農の振興課）
- ・販売施設の整備や飲食店との連携など、水産物の地産地消を推進する漁業者等の取組を支援します。（水産振興課）

イ 学校給食における地場産物の活用推進

- ・「ふるさと給食週間」（6月の連続した5日間）や「ふるさと給食の日」（年間を通じて毎月1回）、「ふじっぴー給食」の日（2月22日を基準日）を設定し、年間を通して計画的に地場産物を活用し、併せて地場産物を活用した食育を推進します。（健康体育課）
- ・地場産物を学校給食で活用していくために、関係者と連携し、課題の整理や課題解決に向けた方策等を検討し、地場産物のさらなる活用を推進します。（健康体育課）

2 生産者と消費者の交流促進

ア 地域の特色を生かした農林漁業体験活動の拡大

- ・食、体験、宿泊を提供する農泊地域の創出を支援します。（観光政策課）
- ・体験漁業や観光業との連携など、地域の水産物や海の魅力を最大限に活用した漁業者等の取組を支援します。（水産振興課）

イ 都市と農山漁村の交流促進

のうりんぎょかみんしゆく

- ・農林漁家民宿の開業支援やグリーン・ツーリズムに取り組む団体に向けた支援を通じ、県産食材・食文化をはじめとした農山漁村地域の魅力を活用したグリーン・ツーリズムを推進します。（観光政策課）

3 しずおかの食文化の普及・継承

ア 多様な食文化の推進

- ・すべての人が一緒に、静岡の美食と食文化を味わえる環境づくりのため、国際化や食の多様化に対応する取組を支援します。(マーケティング課)
- ・多彩で高品質な農林水産物を活かした食文化を推進し、次世代に継承するため、食文化に関するシンポジウムを開催します。(食と農の振興課)

イ お茶文化の振興

- ・ふじのくに茶の都ミュージアムにおいて、お茶の産業・歴史・民俗・文化を紹介する展示のほか、茶摘み・茶手揉み・茶道の各体験や、五感で感じる講座を充実させ、お茶文化の継承と創造を推進します。(お茶振興課)
- ・「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」を踏まえ、児童生徒が静岡茶を飲む機会と併せ、静岡茶の産地や文化等の理解を深める機会を確保することにより、静岡茶の愛飲を推進します。(お茶振興課・健康体育課)
- ・減塩や野菜摂取に配慮した料理をつくる体験や茶葉で入れた緑茶を飲む体験等を通じて、こどもが食と健康の関わりや静岡の食文化を学ぶ機会を提供します。(健康増進課)(再掲)

ウ 食の都づくりの推進

- ・「食の都」づくりを推進するため、牽引役となる人材の育成や魅力ある県産食材の情報発信に取り組みます。(マーケティング課)

【関連する数値目標】

	項目	基準値 (R5)	目標値 (R17)	出典
IV-1	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)	(2022年度) 61.1%	(2035年度) 現状値より 維持・向上	文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材使用状況調査(金額ベース)」
IV-1	地産地消の取組支援 (地産地消フェアに取り組む企業数)	(2022年度) 21企業/年	(2025年度) 毎年度21企業	静岡県食と農の基本計画
IV-2	農林漁家民宿の宿泊数	(2022年度) 2,991人	(2035年度) 7,200人	観光政策課調べ
IV-3	通年で静岡茶愛飲に取り組んでいる小中学校の割合	(2020年度) 62%	(2025年度) 70%	健康体育課調べ

V 環境に配慮した食育

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスを削減することは、環境の保全に大きく貢献します。

また、環境に配慮した農林水産物や食品を選ぶことは、環境への負荷を減らし、持続可能な食料システムの構築につながります。

1 環境を意識した食生活

ア 食品ロス削減に向けた取組の推進

- ・県民、事業者、行政等が連携し、環境教育や消費者教育等を実施するとともに、県民に対し食品ロス削減の3つのポイント「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」を啓発します。(廃棄物リサイクル課)
- ・県民や事業者に対し、フードドライブ（寄付）の活用などの啓発を行い、県内のフードバンク活動団体の取組を支援します。(廃棄物リサイクル課)

イ 食品リサイクルの推進

- ・食品廃棄物や食品ロスの排出量の削減を最優先に行い、排出を抑制することができない場合は再生利用を促します。(廃棄物リサイクル課)
- ・堆肥化や飼料化などの先進事例を県民に紹介し、食品リサイクルに対する理解を促します。(廃棄物リサイクル課)

ウ 持続可能な食につながるエシカル消費の推進

- ・地産地消や食品ロス削減を含む、人や社会、環境に配慮したエシカル消費を推進するため、イベントや出前講座、SNSによる情報発信等を行い、県民の理解を促進していきます。(県民生活課)

2 環境にやさしい農産物・水産物の生産

ア 環境と共生する農業・漁業の推進

- ・有機農業を推進するなど環境に配慮した生産方式の導入・定着を図るため、農業者・消費者に対する啓発や情報発信、技術支援等に取り組みます。(食と農の振興課)
- ・漁獲する量や時期の適正な管理や小型魚の保護など、いつまでも水産資源を利用できるようにするための取組を推進します。(水産資源課)
- ・飼育密度・給餌量の基準や排水処理の指針を設け周辺の環境に配慮した養殖業が行われるように指導します。(水産資源課)

【関連する数値目標】

	項目	基準値（R 5）	目標値（R17）	出典
V-1	食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合	（2022 年度） 87.7%	（2035 年度） 90%以上	インターネット モニターアンケート
V-2	有機農業の取組面積	（2020 年度） 418ha	（2025 年度） 620ha	食と農の基本計画

VI 食の安全・安心の実現に向けた食育

健全な食生活の実践のためには、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。食品表示制度の理解促進を進めるとともに関係団体と連携し、食品の安全性に関する情報が適切に提供されるよう取り組みます。

また、災害発生時であっても、健全な食生活の実践ができるよう食料品の備蓄の啓発や支援体制の整備に取り組みます。

1 安全な食品の供給

ア 食の安全の確保

- ・農業者・流通業者・消費者のGAPへの理解を促進するため、表示制度等の普及啓発、食育との連携に取り組みます。（食と農の振興課）
- ・水産物の表示や衛生管理の指導など、水産物の流通の各段階における指導や検査等を実施します。（水産振興課）
- ・集団給食施設の調理従事者等を対象とする衛生講習会を開催し、食中毒防止のための食品衛生知識の普及及び衛生管理の徹底を図ります。（衛生課）
- ・食の安全に関する多種多様な情報が氾濫する中、正しい知識・情報をタイムリーにわかりやすく提供できるよう、様々な媒体・機会を活用し情報提供を行うほか、県内各地域で消費者を対象とした講習会を開催するとともに、団体等からの依頼に応じた講師派遣を行います。（衛生課）

イ 適正表示の推進

- ・県民が食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保できるよう、正しい表示について製造・販売業者等を指導します。（衛生課）
- ・消費者対象の食品表示出前講座への講師派遣や、パンフレット・ガイドブック等を通じ、食品表示に対する理解の促進を図ります。（衛生課）

2 災害時の備え

ア 災害時の食の備えに関する普及啓発

- ・地震防災センター、出張展示、市町のイベント等における啓発チラシ配布や、ホームページ、SNSなどを活用した広報等を通じ、家庭内の水・食料等の備蓄の重要性について、粘り強く継続的に啓発します。（危機情報課）

イ 災害時の栄養・食生活支援体制整備

- ・給食施設指導を通じて、非常食の備蓄及び非常時用献立を含む非常災害時食事提供マニュアル整備の支援を行います。（健康増進課）
- ・市町や静岡県栄養士会等関係機関と連携し、災害時における、被災者への栄養・食生活支援が円滑に実施できる体制整備を行います。（健康増進課）

【関連する数値目標】

	項目	基準値（R5）	目標値（R17）	出典
VI-1	食育との連携による農業者・流通業者・消費者への認証・表示制度等の理解促進 （農業や食の体験機会を創出する食育講座の開催数）	（2022年度） 7回/年	（2025年度） 毎年度7回	食と農の基本計画
VI-2	食品を備蓄している給食施設（入所施設）の割合	（2022年度） 93.3%	（2035年度） 100%	給食施設実態調査

Ⅶ 食育を推進する人材育成

食育に関する施策は、多様かつ多数の主体により行われています。
食育の実行性を高めていくために、食育を実践する専門知識を持つ人材の育成・資質向上に取り組むとともに、地域で活動するボランティアを育成・支援します。

1 専門知識を有する人材の育成

ア 管理栄養士・栄養士

- ・地域保健に係る人材の資質の向上を図るため、県や市町の管理栄養士、栄養士を対象に、経験別、目的別の研修を実施します。（健康政策課）

イ 栄養教諭・学校栄養職員

- ・栄養教諭、学校栄養職員が各校の食育推進の中核となるよう、研修会及び講習会等を通じ、資質向上を図ります。（健康体育課）

ウ 食育指導者

- ・保育士、幼稚園教諭や地域で食育を推進するボランティア等を対象に、食育の理解を深めるための研修会を開催し、様々な分野で活躍が期待できる指導者を育成します。（健康増進課）

エ 食農教育指導者

- ・学校教諭や栄養士、食育活動実践者等を対象に、食農体験学習指導者に必要な知識や技術について学ぶための研修会を開催します。（食と農の振興課）

2 食育ボランティア等の育成・支援

ア 健康づくり食生活推進員

- ・市町健康づくり食生活推進員養成講座の開催支援や推進員が行う事業への助言等を通じて、育成支援を行います。（健康増進課）

イ 食育ボランティア

- ・地域で食育を推進するボランティア等を対象に、食育の理解を深めるための研修会を開催し、様々な分野で活躍が期待できる指導者を育成します。（健康増進課）（再掲）

【関連する数値目標】

	項目	基準値（R 5）	目標値（R17）	出典
VII-1	食育指導者研修会・情報交換会開催回数	（2022 年度） 健康福祉センター 合計 9 回	（2035 年度） 各健康福祉センター 年 1 回以上	健康増進課調べ

VIII 食に関する調査、研究、情報の提供

食育は幅広い分野にわたる取組が求められることから、多様な関係者が連携、協働して取組を推進していくことが必要となります。食に関する調査、研究の実施とともに、その成果や食に関する情報をわかりやすく、入手しやすい方法で提供することにより、多様な関係者と共に食育を推進する体制づくりに取り組みます。

1 食に関する調査、研究の実施

ア 県民健康基礎調査

- ・①県の健康づくりの方策を講ずる基礎資料とすること、②健康増進計画の評価、次期計画 策定に活用すること、③生活習慣病の関連要因を評価し、県民の生活習慣の改善に役立てることを目的に、県民の健康状態、食品・栄養摂取状況、身体状況、生活習慣、健康に関する意識及び行動等の実態把握・分析を行います。（健康政策課）

イ 朝食摂取状況調査

- ・朝食摂取状況調査等により現状を把握し、食育啓発リーフレット「朝ごはん食べていますか？」等の活用や各学校における「食に関する指導」を通して、栄養バランスを考えた食事や共食の重要性についての理解を深め、食生活の改善に努めます。（健康体育課）

ウ 給食施設実態調査

- ・給食施設からの報告により栄養管理の実態を把握し、必要な指導及び助言や、特定給食施設への管理栄養士・栄養士配置促進を行います。（健康増進課）

エ 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ分析

- ・特定健診データを市町単位、医療保険者単位で分析・評価することにより、地域・保険者の健康課題を明確にして、予防すべき疾病及び対象集団を明らかにします。（健康政策課）

オ 研究の推進

- ・静岡社会健康医学大学院大学をはじめ大学や研究機関との連携により、医療、介護、健診等の情報を活用した研究や、集団を長期追跡する研究、食習慣に関する研究等の実施を支援します。（健康政策課）

2 食に関する相談・情報提供

ア 食の総合相談窓口

- ・県民からの食品に関する苦情や相談、食品表示に関する不審情報に対応するため「食の総合相談窓口」を設置し、関係する機関等との調整を図りながら、迅速かつ的確に対応し、問題の拡大防止と解決に努めます。（衛生課）

イ 食育の推進に関する情報提供

- ・SNSやインターネットを活用し、対象者に応じた方法で、食育に関する情報を発信します。（全課）
- ・オンライン参加が可能な研修会や講演会、イベント等を開催し、様々な世代が参加しやすい機会を提供します。（全課）
- ・県民の多様なニーズに応えられるよう、県や関連する団体等の食育の取組を県のホームページで紹介します。（全課）

IX 食育推進の体制づくり

1 連携体制整備

ア 市町食育推進計画の支援

- ・市町が開催する食育推進会議への参加等を通じて、市町食育推進計画の策定及び実施の支援を行います。（健康増進課）
- ・食育活動を推進する人材として管理栄養士や栄養士等の専門職の配置・増員について、市町に働きかけを行います。（健康増進課）

イ リスクコミュニケーションの充実

- ・食に関わる関係者間の相互理解を図るため、「食の安全推進のための意見交換会」や「タウンミーティング」など様々な機会を通じて、消費者や関係者等と食品のリスクに関する情報・意見を相互に交換する機会を作ります。（衛生課）

ウ 食育月間・食育の日の推進

- ・庁内関係課、市町、関係団体に取り組む働きかけを行います。また、各々の先進的・効果的な取組の共有を図ります。（健康増進課）
- ・食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）における各種キャンペーンを通じて、望ましい食生活に関する普及啓発を行います。（健康増進課）（再掲）

2 企業・団体への支援

ア 企業等と連携した食環境整備の推進

- ・企業等との協働により、一定の栄養面の基準を満たした食事が手に入りやすい食環境整備を推進します。（健康増進課）（再掲）

イ 機能性食品の開発支援

- ・フーズ・ヘルスケア オープンイノベーションプロジェクトの推進により、地域企業による機能性食品開発の取組を支援します。（新産業集積課）

ウ 関連団体の育成・支援

- ・静岡県給食協会や静岡県おさかな普及協議会が行う研修の講師や助言者として、事業内容や団体の体制などを支援します。（健康増進課、水産振興課）

【関連する数値目標】

	項目	基準値（R 5）	目標値（R17）	出典
VIII-2	ヘルシーメニューの提供をしている特定給食施設（事業所、一般給食センター）の割合【再掲】	（2022 年度） 78.1%	（2035 年度） 81%	県給食施設実態調査

第5 参考資料

1 用語解説

	用 語	説 明
い	いばしょ 居場所	通いの場の呼び方のひとつ。地域で、住民の方々が集まり、つながりを深めていく場のこと。
え	えいようきょうゆ 栄養教諭	児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教員。教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果が期待される。
え	エシカル消費 ^{しょうひ}	消費者が自分のことだけでなく、環境問題や貧困、地域の活性化等の社会的課題の解決を考慮して消費活動を行うこと。持続可能な開発目標（SDGs）の12番目の目標「つくる責任、つかう責任」に関連する取組。
え	えすえぬえす SNS	「Social Networking Service（ソーシャルネットワークサービス）」の略で、Web上で社会的なネットワークを築くためのサービス全般のこと。
お	オーラルフレイル	「オーラル=口」の「フレイル=虚弱」という意味で、口腔機能のわずかな低下や食の偏りなどを含み、フレイルの一つと言われている。
か	かよ ば 通いの場	地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所。地域の介護予防の拠点となる場所でもある。
き	ぎ やつ が GAP	GAPは、Good Agricultural Practicesの頭文字をとった言葉で、日本語では「農業生産工程管理」と呼ばれている。 農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに、農業経営の改善や効率化につながる取組である。
き	きょうしょく 共食	家族や友人・仲間など複数人で一緒に食卓を囲んで、共に食べること。
く	グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山漁村において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動
け	けんこうじゅみょう 健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
け	けんこうぞうしんふきゅうげっかん 健康増進普及月間	厚生労働省では、9月1日から30日の1ヶ月間を「健康増進普及月間」と定め、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての国民一人一人の理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、全国的に啓発普及活動に取り組んでいる。

け	けんこう 健康づくり しょくせいかつすいしんいん 食生活推進員	「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通した健康づくりのボランティアとして活動している人達。推進員になるためには、市町が開催する「養成講座」を受講することが必要となる。
こ	こども しょくどう 食 堂	こどもの居場所のうち、地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格で子どもたちに食事を提供する取組
こ	こどもの いるばしょ 居場所	こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所となり得、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るもの。 こうした多様な場がこどもの居場所となるかどうかは、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっており、その意味で、こどもの居場所とは主観的な側面を含んだ概念。
さ	サロン	通いの場の呼び方のひとつ。地域で、住民の方々が集まり、つながりを深めていく場のこと。
し	しずおかけん 静岡県 おさかな ぷきゅうきょうぎかい 普及協議会	料理講習会、イベントの開催や啓発資料の配付などを通して、魚食普及や魚の消費拡大を図っている団体で、会員は魚屋、魚市場、漁業者団体や海に面した市町の23団体で構成されている。
し	しずおかけんきゅうしょくきょうかい 静岡県 給食協会	給食の施設、技術、運営等の向上を目的に、県内の給食施設により組織する団体
し	しずおかしゃかいけんこういがく だいがく 静岡県 社会健康医学大学院大学	社会健康医学の研究を長期かつ継続的に推進するとともに、研究成果を広く還元する人材を養成するため、令和3年4月1日に開学。令和5年度から博士後期課程及び修士課程専門コース（聴覚・言語コース）を、令和6年度から修士課程専門コース（遺伝カウンセラー養成コース）新たに設置。
し	しぜん 自然に健康になれる かんきょう 環境 づくり	本人が無理なく自然に健康な行動を取ることができるような環境整備を行うこと。
し	しゅうだんきゅうしょくしせつ 集団 給食施設	営業以外の場合で、寄宿舍、学校、病院等で、「継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設」のこと。
し	しょうちゅうがっこうの 児童生徒の 静岡県 ちゃの 愛飲の 促進に関する じょうれい 条例	小中学校において、児童生徒が静岡茶を飲む機会及び児童生徒に対する静岡茶の食育の機会を確保することにより、児童生徒の静岡茶の愛飲を促進することを目的とした条例。
し	しょくせいかつかいぜんふきゅううんどう 食生活改善普及運動	厚生労働省では、毎年9月1日から30日の1ヶ月間を「食生活改善普及運動」の期間と定め、食生活改善に向けた取組を全国的に展開している。
し	しょくのうきょういくしどうしゃ 食農教育指導者	生きる上の根幹である「食」と、それを支える「農」について、教育をする指導者のこと。
し	しょく 食の 都づくり	農林水産物の生産数・品質ともに全国トップクラスを誇る県産食材を生かし、地域で採れた食材を、地域でおいしく、楽しく、美しく、賢くいただく“ふじのくに食文化”を創造し、国内外の人々を惹きつけ、憧れの地域にしていこう取組

た	タウンミーティング	県の事業の課題や実施方法について県民の皆様のご意見をお聴きし、今後の施策に反映させるため、県の幹部職員が県民の皆様と直接お会いし、意見交換を行うこと。
ち	ちさんちしょう 地産地消	地域で生産した農畜産物をその地域内で消費すること。
ち	ちゅうかいらい 厨 芥類	厨房からでるゴミ類。厨芥の類。野菜屑などの生ゴミを指す事が多い。
て	デジタル ^{ぎじゅつ} 技術	ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人工知能）のような先端技術のこと。デジタル技術を活用することで、時間や場所の制約なく活動ができたり、多くの対象者とのコミュニケーションが可能となる。
と	とくていきゅうしょくしせつ 特定給食施設	特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（給食施設）のうち、継続的に１回１００食以上又は１日２５０食以上の食事を供給する施設
は	はちまるにいまるうんどう ８０２０運動	「８０歳になっても２０本以上自分の歯を保とう」という運動。２０本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われている。
ふ	ふじのくに ^{ちゃ みやこ} 茶の都 ミュージアム	島田市にあるお茶のミュージアム。お茶の産業・歴史・文化を紹介する展示のほか、茶摘み・手もみ体験や、茶道体験、五感で感じる講座を充実させ、子どもから大人まで楽しくお茶について学べる機会を提供する。
ふ	フーズ・ヘルスケア オープンイノベーション プロジェクト	産学官金の連携のもと、「食を中心とする健康増進社会の実現」と「異分野の融合によるイノベーションの創出」を目指すプロジェクト。
ふ	フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄附する活動
ふ	フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体や活動
ふ	フレイル	健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階のこと。フレイルは適切な介入、支援によって進行を遅らせたり、改善したりすることができる。
の	のうはくちいき 農泊地域	農水省の農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域
の	のうりんぎょかみんしゆく 農林漁家民宿	日本におけるグリーン・ツーリズムの拠点として農林漁業・農山漁村文化等の体験を提供できる宿泊施設
り	リスクコミュニケーション	リスクに関係する人々の間で、食品のリスクに関する情報や意見を相互に交換すること。 有害性やおこる確率がどの程度ならば受け入れ可能で、そのレベルまでリスクを下げるためにどうすれば良いかについて関係者の理解を深め、共に考えようというもの。

2 関係団体一覧

【庁内関係部局】

危機管理部		
危機情報課		
くらし・環境部		
県民生活局	県民生活課	
環境局	廃棄物リサイクル課	
スポーツ・文化観光部		
総合教育局	私学振興課	
観光交流局	観光政策課	
健康福祉部		
こども未来局	こども未来課	
こども未来局	こども家庭課	
健康局	健康政策課	
健康局	健康増進課	【事務局】
生活衛生局	衛生課	
経済産業部		
産業革新局	新産業集積課	
産業革新局	マーケティング課	
農業局	食と農の振興課	
農業局	お茶振興課	
水産・海洋局	水産振興課	
水産・海洋局	水産資源課	
教育委員会		
健康体育課		
社会教育課		

【関係団体】 () 内は県における関係課名

静岡県消費者団体連盟（県民生活課）
静岡県生活協同組合連合会（県民生活課）
静岡県生活学校連絡協議会（県民生活課）
公益財団法人 しずおか健康長寿財団（福祉長寿政策課）
静岡県保育連合会（こども未来課）
静岡県保育士会（こども未来課）
一般社団法人 静岡県子ども会連合会（こども未来課）
一般社団法人 静岡県歯科医師会（健康増進課）
特定非営利活動法人静岡県歯科衛生士会（健康増進課）
静岡県給食協会（健康増進課）
公益社団法人 静岡県栄養士会（健康増進課）
静岡県健康づくり食生活推進協議会（健康増進課）
しずおか健康いきいきフォーラム21（健康増進課）
一般社団法人 静岡県食品衛生協会（衛生課）
一般社団法人 静岡県調理師協会（衛生課）
公益財団法人 静岡県産業振興財団（新産業集積課）
フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター（新産業集積課）
静岡県農業協同組合中央会（農業戦略課）
しずおか地産地消推進協議会（食と農の振興課）
静岡県漁業協同組合連合会（水産振興課）
静岡県おさかな普及協議会（水産振興課）
公益財団法人 静岡県学校給食会（健康体育課）
静岡県学校給食栄養士会（健康体育課）

3 食育推進に関する指標一覧

	指標	現状値	目標	数値の根拠	備考 (目標値設定根拠・関連計画名・最終年度)	担当課
Ⅰ 「こども世代」における食育						
I-1	朝食を食べている幼児児童生徒の割合（％）	(2022年度) 幼 児 98.3％ 小学生 97.5％ 中学生 95.0％ 高校生 95.8％	(2035年度) 100％に近づける	朝食摂取状況調査		健康体育課
I-1	児童・生徒における肥満傾向児（小学5年生）の割合（％）	(2022年度) 11.9％	(2035年度) 減少	学校保健統計	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
I-1	栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合（％）	(2022年度) 幼 児 41.2％ 小6年 46.0％ 中2年 48.4％ 高2年 45.5％	(2035年度) 幼 児 55％ 小6年 55％ 中2年 55％ 高2年 55％	朝食摂取状況調査	静岡県教育振興基本計画 (2022年度～2025年度) 幼50％ 小55％ 中50％ 高50％	健康体育課
I-2	こどもの居場所の数（こども食堂を含む） （箇所）	(2020年度) 377箇所	(2025年度) 502箇所	こども家庭課調べ	静岡県の新ビジョン (後期アクションプラン) (2022年度～2025年度)	健康増進課
Ⅱ 「成人期（働く世代）」における食育						
Ⅱ-1	日ごろ「子供1人」で朝食を食べている割合 （小5）（％）	(2022年度) 27.7％	(2035年度) 22％	朝食摂取状況調査	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅱ-2	40～60歳代の肥満者（BMI 25以上）の割合 （％）	(2020年度) 男性 35.7％ 女性 20.6％	(2035年度) 男性 30％未満 女性 15％未満	特定健診データ	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅱ-2	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日 2回以上の日がほぼ毎日の者の割合（％）	(2022年) 42.0％	(2035年) 50％	県民健康基礎調査	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅱ-2	野菜摂取量の平均値（g/日）	(2022年) 285.1g 〔男性 288.0g〕 〔女性 282.6g〕	(2035年) 350g	県民健康基礎調査	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅱ-2	食塩摂取量の平均値（g/日）	(2022年) 男性 10.8g 女性 9.2g	(2035年) 男性 7.5g 女性 6.5g	県民健康基礎調査	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅱ-2	管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設（病院、介護保険老人施設、介護医療院を除く）の割合（％）	(2022年度) 74.3％	(2035年度) 78％	県給食施設実態調査	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅱ-2	ヘルシーメニューの提供をしている特定給食施設（事業所、一般給食センター）の割合 （％）	(2022年度) 78.1％	(2035年度) 81％	県給食施設実態調査	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅲ 「高齢期」における食育						
Ⅲ-1	通いの場の設置数（箇所）	(2021年度) 4,665箇所	(2025年度) 6,100箇所	静岡県長寿社会保健福祉計画	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅲ-1	低栄養傾向（BMI 20以下）の高齢者（65～74歳）の割合（％）	(2020年度) 18.6％	(2035年度) 13％未満	特定健診データ	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅲ-2	80歳で自分の歯が20本以上ある者の割合 （％）	(2021年度) 68.4％	(2035年度) 85％	後期高齢者歯科健診データ	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅲ-2	かかりつけ歯科医を持つ者(定期管理を受けている者)の割合（％）	(2022年度) 58.1％	(2035年度) 95％	健康に関する県民意識調査	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅳ 食と農の連携や食文化の継承を通じた食育						
Ⅳ-1	学校給食における地場産物を使用する割合 （金額ベース）（％）	(2022年度) 61.1％	(2035年度) 現状値より 維持・向上	文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材使用状況調査（金額ベース）」		健康体育課
Ⅳ-1	地産地消の取組支援 （地産地消フェアに取り組む企業数（回/年））	(2022年度) 21企業/年	(2025年度) 毎年度21企業	食と農の基本計画	静岡県食と農の基本計画 (2022年度～2025年度)	食と農の振興課
Ⅳ-2	農林漁家民宿の宿泊数（人）	(2022年度) 2,991人	(2035年度) 7,200人	観光政策課調べ		観光政策課
Ⅳ-3	通年で静岡茶愛飲に取り組んでいる小中学校の割合	(2020年度) 62％	(2025年度) 70％	健康体育課調べ	静岡県の新ビジョン (後期アクションプラン) (2022年度～2025年度)	お茶振興課
Ⅴ 環境に配慮した食育						
V-1	食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の割合（％）	(2022年度) 87.7％	(2035年度) 90％以上	インターネットモニターアンケート	第4次静岡県循環型社会形成計画 (2022年度～2026年度)	廃棄物リサイクル課
V-2	有機農業の取組面積（ha）	(2020年度) 418ha	(2025年度) 620ha	食と農の基本計画	静岡県食と農の基本計画 (2022年度～2025年度)	食と農の振興課
Ⅵ 食の安全・安心の実現に向けた食育						
Ⅵ-1	食育との連携による農業者・流通業者・消費者への認証・表示制度等の理解促進 （農業や食の体験機会を創出する食育講座の開催数（回/年））	(2022年度) 7回/年	(2025年度) 毎年度7回	食と農の基本計画	静岡県食と農の基本計画 (2022年度～2025年度)	食と農の振興課
Ⅵ-2	食品を備蓄している給食施設（入所施設）の割合（％）	(2022年度) 93.3％	(2035年度) 100％	県給食施設実態調査		健康増進課
Ⅶ 食育を推進する人材育成						
Ⅶ-1	食育指導者研修会・情報交換会開催回数 （回）	(2022年度) 健康福祉センター 合計9回	(2035年度) 各健康福祉センター 年1回以上	健康増進課調べ	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課
Ⅸ 食育推進の体制づくり						
Ⅸ-2	ヘルシーメニューの提供をしている特定給食施設（事業所、一般給食センター）の割合 （％）【再掲】	(2022年度) 78.1％	(2035年度) 81％	県給食施設実態調査	静岡県健康増進計画 (2024年度～2035年度)	健康増進課